

マイタウン・マイリバー整備事業

建設省河川局治水課/都市河川室

都市の中心市街地等を流れる河川には、改修が急がれながらも沿川地域の市街化の状況等により、河川事業単独での改修が労力、時間、街並みへの影響等を考えた場合困難な河川が存在する。また一方ではこれらの河川は、市街地の中の貴重な空間軸として、良好な水辺の復活、創生が望まれている場合が少くない。

マイタウン・マイリバー整備事業は、このような河川について、沿川地域における市街地再開発事業等と一体的に河川改修を行うことにより、双方の事業の円滑な実施を図るとともに、双方が協調してまちの顔となる優れた水辺空間の形成を行い、沿川地域の魅力の増加と良好な市街地形成に寄与するものである。

本制度は、上記の趣旨から建設省都市局、河川局、道路

局、住宅局の共同の制度として、昭和63年4月発足した。制度の流れは以下に示すとおりである。

なお、対象河川は東京区部を含む全国の市の中心市街地又はその周辺部において、一定の要件を満たす河川とし、当面補助河川で実施することにしている。

本制度による整備河川の指定第1号として本年6月に隅田川（東京区部）、堀川（名古屋市）、紫川（北九州市）の3河川が指定された。

本制度は、本来河川事業がまちづくりに果たす大きな力を發揮させる、いわば川を中心としたまちづくりを目指す点で新しくかつ重要であり、今後積極的に推進していくことをとしている。

- ①整備河川の指定申請（都道府県知事及び市長）
- ②整備河川の指定（河川局長）
- ③整備計画の策定（都道府県知事及び市長）
(整備計画検討委員会等を設置)

- ④整備計画の認定（都市、河川、道路、住宅局長）
- ⑤整備事業の実施（建設省、都道府県、市）
- ⑥水辺空間の保全、活用

